

琉球大学学術リポジトリ

戦後中華民国における対琉球政策－1945年～1972年の琉球帰属問題を中心に－

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2013-05-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 赤嶺, 守, Akamine, Mamoru メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/26042

戦後中華民国における対琉球政策

— 1945年～1972年の琉球帰属問題を中心に —

赤 嶺 守

1、はじめに

現在、沖縄は全国47都道府県の中の一県にすぎないが、かつては日本本土とは異なる歴史の途をたどった「琉球」とよばれる独立した王国であった。琉球は1372（洪武5、文中元）年、明の太祖洪武帝が派遣した楊載の詔諭を受け、中山王察度が弟の泰期を進貢使節として派遣し、その後歴代国王が明の冊封を受けることによって中国との間に進貢・冊封関係を機軸とする宗属関係が確立していく。一方、琉球は1609（万暦37、慶長14）年に薩摩藩島津氏の侵略により、幕藩体制下で徳川将軍が薩摩藩に与えた領地判物によって薩摩藩の領地となった。以後、琉球は幕藩制国家の中に編成された異国（附庸国）として位置付けられていくが、中国との伝統的な進貢・冊封関係は容認されたことから、東アジア社会における中国を宗主国とする進貢・冊封体制下においては依然中国の属国として、日中両属的な形で王国体制を維持し続けた。

近代日本国家の形成過程で、1879（光緒5、明治12）年に日本政府が強行した「琉球処分」によって、琉球王国は解体され沖縄県として日本国家に編入され、中国は琉球との宗属関係を断絶させられた。そうした強硬な日本政府による王国の併合について、当時、琉球の宗主権を主張していた中国政府が激しく抗議したが、琉球帰属問題は日中間で決着がつかず懸案化していった。現在、琉球の帰属をめぐる問題については、1894年に勃発した日清戦争による日本の勝利で、戦争決着がついたものとして日本側では一般的に理解されている。しかし、実はそうではない。第二次世界大戦後の日本の戦後処理をめぐる、

1943年にルーズベルト米国大統領・チャーチル英国首相・蒋介石中国主席が出席して開催されたカイロ会議で、琉球問題がにわかにクローズアップしている。会議に臨んだ蒋介石が琉球の戦後措置について、朝鮮同様に独立させるべきだといった構想を抱き、宣言文の「日本国ハ又暴力及貧慾ニ依リ日本国ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルベシ」については、当然琉球を含むものと蒋介石は理解していた¹。こうした琉球帰属問題をめぐる日本の領有主権を認めない中華民国政府の外交路線は、特に沖縄返還交渉期において、日米政府に対して激しく抗議する形で展開されている。

本稿では、そうした戦後の中華民国政府の琉球帰属問題をめぐる外交政策および対琉球政策について検討を試みることにする。

2、米国の琉球占領と琉球帰属問題

1945年4月1日、アメリカ軍は沖縄本島に上陸後、沖縄本島読谷村に軍政府を樹立した。沖縄上陸作戦を指揮したニミッツ（Chester William Nimitz）米国太平洋区域総司令官は占領下の南西諸島およびその近海の住民に対して軍政府布告第1号を公布し、南西諸島およびその近海の住民に対する日本政府の行政権の行使および司法権を停止した。以後、米国は27年間に亘って沖縄を占領・統治することになるが、米国の戦後の極東における軍事戦略は、すでにこの沖縄戦の段階で始まっている。

戦後の中華民国政府における琉球帰属問題処理については、1947年10月18日に国民参政会駐会委員会第七次会議に出席した行政院張群院長が、「琉球群島は我が国と特殊な関係にあり、我が国に帰属するべきだ」²と主張し、外交部も琉球の中国への帰属を主張するべきだという意向を示していた。翌年1月21

¹ 国史館蔵「随節参加開羅會議日記」、「特別档案分類資料」022 巻

² 行政院新聞局編『琉球』（1937）、1頁。「琉球問題研究」（丘宏達『關於中国領土的國際法問題論集』、台湾商務印書館、1975、22頁）参照。

日には崇安県参議会から「全国一致して、政府にカイロ宣言に則り国連理事会にて無条件で、＜琉球収回＞の目的を達成するよう要請し、我が国領土の保全を維持すべきだ」³といった決議文が南京国民政府外交部に送られている。その後、河北省臨時参議会（1948年1月22日）、熱河省臨時参議会（1948年1月29日）、江西省参議会（1948年2月24日）、福建省長汀県参議会（1948年3月1日）など各省市県参議会から、同様の琉球の中国帰属をめぐる決議文が相次いで送付され、さらに長春県参議会は1947年1月30日に国民政府主席蒋介石に、北京市参議会は1948年1月14日に南京政府外交部長王世杰に決議文を送っている⁴。

そうした中、1948年9月8日付けで基隆に本拠地をもつ琉球革命同志会から全国各省参議会宛に以下の要請文が電送されている。

琉球と中国は千余年の関係があり、情は父子骨肉と同じである。琉球同胞の祖国への帰属の願望は必ず現実のものとなすべきで、如何なる人による分離も許されるものではない。且つ国防・地理上も琉球と中国は一体をなし、祖国は琉球を失えば、海防は脅かされ、琉球は祖国なくしては、民族は生存できない。琉球が中国に帰属すべきであることは疑う余地もない。琉球同胞は継続して争い抜くことを誓う。全国同胞は琉球問題を重視して支援し、琉球が一刻も早く祖国に帰属するという最終目標を達成すべく一致して支援することを望む⁵。

それを受け、さらに青海省参議会（48年10月25日）・杭州市参議会（1948年10月26日）・北京市参議会（1948年11月4日）・湖南省参議会（1948年11月19日）・上海市参議会（1948年11月29日）・江蘇省臨時参議会（1948年11月11日）等各省参議会から、「一致声援」を議決する電文が行政院や外交部に相次

³『琉球問題』419-0005（中央研究院近代史研究所档案館蔵『外交部档案』）

⁴同上

⁵同上

いだ⁶。

そうした国内世論は、戦後処理のため日本に派遣された中華民国駐日代表团にも影響を与え、代表团から外交部に提出された「琉球問題解決之意見書」の中でも琉球の帰属については「琉球が中国に帰属することが最大の希望である」といったことが記されており、それが叶わない場合の解決策として①米国単独信託管理、②中米共同信託管理、③中国単独信託管理、④関係国による共同信託管理を想定していたが、当然その中で中国単独の信託管理が最も望ましいと考えていた⁷。

戦後の極東情勢は、米ソの冷戦構造を機軸に大きな変化をみせていた。中国大陸における内戦は、米国の軍事的・経済的援助によって優勢であった国府軍に対し、1947年以降人民解放軍の大反攻により形勢が逆転し、1948年9月に朝鮮民主主義人民共和国、そして翌49年10月には中華人民共和国と相次いで共産圏国家が成立するというきわめて緊迫した状況にあり、特に国共内戦の人民解放軍の勝利そして中ソ同盟の結成は、米国の極東政策を大きく変更せしめ、極東の緊張が存在する限り、沖縄の軍事基地を保有し続けるという軍事戦略を確立させた。このような極東情勢の緊迫化と、米国の反共政策は、沖縄の戦略的重要性を高め、1949年以降、沖縄の軍事基地を長期に保有するという米高官の発言が相次ぐ⁸。特に1950年6月25日、北朝鮮軍が北緯38度線を超えて南朝鮮に侵略し朝鮮戦争が勃発し、それに中共が参戦すると、沖縄の軍事基地から実戦部隊が出動し沖縄の戦略的重要性が一層高まり、米国は沖縄を単なる軍事占領から恒久的な統治へ変換する具体的な方針を打ち出し、同年12月、極東指令部

⁶ 同上

⁷ 前掲「琉球問題」419-0005

⁸ ワシントンで49年5月、大統領の諮問機関として設置された国家安全保障会議は沖縄基地の長期保有を決定し、7月4日の米独立記念日にマッカーサーが「日本は共産主義進出阻止の防壁」だと述べている。10月に来日したコリンズ (Joseph Lawton Collins) 陸軍参謀長も沖縄の無期限保持を言明し、同月マッカーサーはシート (Josef Robert Sheetz) 少将を軍政長官として沖縄に赴任させ、軍事施設の恒久化のための軍事施設の本格的な工事が開始された。

指令により、従来の米軍政府を「米国民政府」と改称し、急ピッチで軍用地の収用を本格化させていった。

1949年、国府軍が台湾に撤退すると、米国は極東における政治的・軍事的防衛線をアチソン（Dean G. Acheson）国務長官の提唱したアチソンラインと呼ばれる日本・沖縄・台湾・フィリピン線まで後退することを余儀なくされ、アジア軍事戦略の再検討に入った⁹。1950年6月、朝鮮戦争勃発後、アメリカは軍事不干渉の台湾政策を変更し、トルーマン大統領は台湾防衛を声明すると共に、アメリカ第7艦隊を台湾海峡に出動させ、中共軍の攻撃に備え、台湾防衛のためストップしていた国府軍への軍事援助を1950年8月から再開した。

終戦後、対日講和は全面講和にむけて動いていた。しかし、米ソ対立が顕在化すると、全面講和が後退して、米国主導で「多数講和」方式の構想が優先するようになる。そうした中で、1950年1月に米国国務長官アチソンが米国のアジア政策を発表し、その中で米国は沖縄を単独で信託統治することを発表した。1950年6月25日、上述した朝鮮戦争が勃発し米ソの対立が激化すると、米国は「多数講和」方式をさらに強力に推進し、サンフランシスコ平和条約の締結前に、沖縄問題に対する中華民国政府の政策介入を一切許さなかった。

3、サンフランシスコ条約と中華民国政府の立場

米国の極東戦略が展開される中で、52カ国の代表が集まり対日講和条約調印のためのサンフランシスコ講和会議が1951年9月4日～8日に開かれた。中国の出席については、中共政府と国民政府のいずれを中国代表政府として認めるかをめぐって、米英の意見が対立し実現しなかった。対日平和条約は9月8日に調印され、第3条で沖縄の地位は以下のように規定された。

⁹ Dean Acheson, Present at the Creation, My Years in the State Department, W.W. Norton & Company, Inc, p357. (宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法』東京大学出版会、1975年、31頁参照)

日本国は、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする¹⁰。

本来この第3条は、琉球列島をアメリカの信託統治とする提案がなされ、国際連合の信託下に置かれるまで米国は琉球に対するすべての権力を行使することが基礎となっていた。しかし、沖縄を戦略的信託統治制度の下に置こうとすれば、国連安保の承認、すなわちソ連の同意を得なければならず、一般的な信託統治制度の下に置けば、国連信託統治理事会の定期的査察を受けなければならなかった。したがって排他的・軍事的に支配しようとする米国は、沖縄を第三国及び国連の干渉を受ける信託統治制度の下に置くことを国連に提案する意思をもたなかった¹¹。ポツダム宣言には「三大同盟国ハ、日本国ノ侵略ヲ制止シ、且之ヲ罰スル為、今次ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ、右同盟国ハ、自国ノ為ニ、何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ス、又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス（句読点は筆者による。以下同様）」¹²といった条項が明記されており、米国は、日本に剰余主権（潜在主権）を認めることで、領有的野心がないことを示した。対日講和条約は、ソ連、チェコスロバキア、ポーランドの3国が、中華人民共和国の不参加を理由に会議の無効を訴え署名を拒否する中で、9月8日に調印され、翌年4月28日に発効することとなった。署名拒否国や

¹⁰『日本外交主要文書・年表』＜1＞（鹿島平和研究所編、原書房、1983）421頁

¹¹新崎盛暉『現代日本と沖縄』（山川出版社、2001）、34頁

¹²『日本外交年表並主要文書』下巻（明治百年史叢書、原書房、1965）626頁

不参加国については、講和条約第26条の「この条約に定めるところと同じ又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有するべきものとする」¹³の条文に基づき、二国間条約を締結することとなったが、特に中国については国民政府・共産政府のどちらと条約を結ぶのか、その選択は日本政府に任されることになった。

極東情勢が緊迫する中、アジアの共産主義の拡大に対抗する措置として、米国は51年8月に米比防衛条約を結び、対日講和条約と抱き合わせで日米安全保障条約（翌年4月28日発効、以下「安保条約」と略称する）に署名し、同年9月にはオーストラリア・ニュージーランド間で太平洋安全保障条約（アンザス条約）、53年8月に米韓相互防衛条約、54年12月に台湾の中華民国政府と米華相互防衛条約を調印し、太平洋地域に張りめぐらされた相互防衛条約の結び目として沖縄の米軍基地を「太平洋の要石」として位置付け、安保条約による提供施設として機能させた。中華民国政府との間で結ばれた「米華相互防衛条約」では、台湾・澎湖諸島への武力侵略或いは領土保全、及び政治的安定に対する共産主義の外部からの破壊活動に対抗する防衛力の強化を約束した。

中華民国政府は、サンフランシスコ平和条約における日本の琉球に対する「剰余主権」や信託統治の方式および琉球の地位に関して以下のような見解を示している。

「剰余主権」は国際法上確定した言葉ではない。またこの名称自体、平和条約の条文の中に現れていない。中華民国政府は「剰余主権」の概念が有効だとする主張を承服することはできない。日本政府の琉球に対する剰余主権の論理は国際法及び条約関係上、何ら根拠がなく、我が国にとって、こうした論理は受け入れられるものではなく、これまでに幾度となく不同意の意を示している。琉球は将来国連の信託統治下に置くべ

¹³ 前掲『日本外交主要文書・年表』、439頁

きで、米国の受託管理という形が望ましい。琉球は地理上、太平洋軍事戦略の要地であり、今まさに国際共産主義の脅威にさらされている現在、自由世界の安全を保護するために米国はその管理責任を放棄してはならない。反植民地主義及び民族自決の原則に則り、国際的に琉球人民の自治願望を達成できるように協力していかねばならない¹⁴。

台湾と中国大陸の関係の敵対化は、そのまま日中関係にも影響を及ぼした。講和条約第26条に基づき、中国との間での二国間条約の締結については、日本政府は1951年11月17日に日本政府在外事務所を台湾に設置し、吉田首相は1951年12月24日付けのダレス特使に宛てた書簡で、朝鮮戦争への参加で国際連合により侵略者として非難決議の出た共産政権とは締結せず、二国間条約の締結国として中華民国政府を選んだことを明らかにした¹⁵。1952年2月から台北で中日双方の談判が開始されたが、国内外の政局の激変もあり、中華民国政府は平和条約の締結交渉過程において琉球問題で日本政府と対立することを避けている。日華平和条約は1952年4月28日、台北にて日本代表・河田烈と中華民国代表・葉公超によって調印され、同年8月5日効力を発生した。

4、琉球革命同志会の動向と対琉政策への影響

琉球青年同志会代表の赤嶺親助・喜友名嗣正（中国名は蔡璋、以下蔡璋と記す）は、1946年10月28日付で蒋介石宛に琉球の中国帰属を訴える以下の稟奏文を送っている。

我ら琉胞大方は、彼の三十六姓系統たる福建広東系統なり。然らば、我等

¹⁴ 「關於琉球地位問題」019.1-0019（中央研究院近代史研究所档案館蔵『外交部档案』）

¹⁵ 『日本外交歴史』巻27 サンフランシスコ平和条約（鹿島研究所出版会、1971）、318頁

は漢民族なり。然れば、我等は大いに時局を論じ、一日も早く中国の安定に貢献し、琉球の帰属を明らかにし、全球和平に貢献せんと思ふものなり。依りて、我等の希望は琉球を中国に帰属せしめるを目的とする。〈中略〉我等別送名冊記載の同志は、永久中国の地台湾に残留し、琉球帰属が不幸にして他国に属することあるも、我等は永住帰化なし、中国繁栄に貢献せんとす¹⁶。

1946年11月20日付で外交部に送った「国民政府代電」の中で台湾省行政長官陳儀から、この琉球青年同志会の赤嶺親助と蔡璋2人の「留用」を認めるよう建議がなされていることから、2人の留用に関しては政治的理由による留用がなされたものとみていいだろう。翌年1月に前警備総司令部參謀長柯遠芬が琉球青年同志会を琉球革命同志会に改称するよう建議し、琉球革命同志会の名称が確立し、同年5月に赤嶺親助と蔡璋は国民政府主席蒋介石に電文し「効忠祖国」を誓っている¹⁷。1947年7月28日に外交部駐台湾特派員公署が「琉球革命同志会」について蔡璋より得た情報として外交部に以下の内容の報告をしている。

1941年5月（日本植民地時代：筆者注）に、台北で「旅台革命同志会」が結成され、琉球の中国帰属を工作したが、官憲にその計画が漏れ該会は解散され、会長の赤嶺親助は「外患予備罪」で検挙、5年の実刑判決を受け台北刑務所において禁固刑に処された。敗戦後釈放され、新たに同志会を組織し、その際6百人の同志がいたが、その後引き揚げにより琉僑も約100人ほどになり、同志会への参加者も25人に減少している。現在、組織は長官公署民政処に登記を済ましている。琉球における同志会は八重

¹⁶「琉球問題資料」419-0008（中央研究院近代史研究所檔案館蔵『外交部檔案』）

¹⁷「琉球與中国之關係」、特 18/1.49.1948年7月（中国国民党党史館蔵『琉球特档』）

山を拠点に活動し、その数3千人に及び、船便を利用して相互に連絡工作をおこない、現在、琉球在住の60万民衆の多くが早期の中国帰属を望んでいる。去年8月に台湾省警備総司令部が主催し琉僑座談会が開かれた際に、出席者代表からは、もし中国が琉球を「一視同仁」すれば、琉球は自ずと中国帰属を望むことは間違いないという発言も出た。しかし現在、中国政府から具体的な援助や支持がないので積極的な工作が展開できない状況にある¹⁸。

外交部駐台湾特派員公署は蔡璋から多くの琉球情報を得ており、そうした情報は対日講和の際に重要な参考になるものとして報告している。さらに駐台湾特派員公署は、同年10月18日付けで「琉球革命同志会工作状況報告書」を外交部に送っているが、その中には同志会メンバーが「台北廣播電台」から琉球解放を訴え外界の支援を求めたことや、47年8月、与那国島同志石原等13人が來台し、該島6千人の琉胞が一致して中国への帰属を望んでいるといったことが記されていた。駐台湾特派員公署は、「台湾省水産公司」の留用となっていた琉球革命同志会の蔡璋、石原金弘、仲島真彦、島本秀夫、大城善友、与座幹彦等6人については留用期間満了後も継続留用する事を外交部に請うている¹⁹。

その後、蔡璋は48年7月25日に台湾警備司令部参謀の鍾強に率いられ南京入りし、8月3日に外交部長客室で王世杰部長が彼らを引見している。蔡璋は、その際に琉球革命同志会は琉球の中国帰属を主張する政治団体であることを伝え、戦後琉球人は中国帰属を望んでいると述べ、また琉球問題は中国・米国・琉球の三者が一体となって解決すべきで、絶対に日本帰属を望まず、死を誓って日本帰属に反対するとして外交部の支援を要請している²⁰。蔡璋はさらに、8月9日には中央党部弁公室で蒋介石総統に謁見している。同日、中国国民党中

¹⁸ 前掲「琉球問題資料」419-0008

¹⁹ 「籲請收回琉球」019.12-0018（中央研究院近代史研究所档案館蔵『外交部档案』）

²⁰ 前掲「琉球問題」419-0005

中央執行委員会秘書処は「琉球は我が東海の屏藩で国防上の重要な位置にあり、我が国は争取する必要がある。現在一部琉球同胞の中には中国への帰属意識が芽生え、且つ琉球革命同志会の組織が存在することから、これを特に鼓舞激励し援助すべきである」といった公文を王世杰部長に送っている²¹。蔡璋は帰台後、9月8日に基隆市で臨時大会を開き（参加会員130人）、全員一致で「琉球の祖国（中国）帰属」を訴える決議をし、それを全国各省参議会に代電したことから、琉球革命同志会を支援し琉球の中国帰属を主張する電文が行政院や外交部に殺到したのは上述した通りである。

蔡璋は1948年10月20日付けで、琉球革命同志会会長・琉球人民協会理事長の名義で国防部部長何応欽に「琉球革命同志会請願書」と「工作報告」を送っているが、1948年11月1日に何応欽はそれを対日和約外交問題交渉の参考資料にすべく外交部に送付している。また中国国民党中央執行委員会は50年1月19日に台湾省執行委員会から送られてきた蔡璋の作成した「琉球革命同志会備忘録」と「琉球與中国之關係」を同様に外交部に送り対日講和代表の参考にするよう述べていることから、終戦直後の対日講和に向けた政策決定過程で蔡璋のもたらす情報は政府内でかなり重視されていたことがわかる²²。

1954年2月16日に、蔡璋は中国国民党中央委員会に「琉球情報」と題する98頁もの大部の報告書を提出している。その中で、蔡璋は「琉共」と目されていた人民党や日共の活動状況、公務員や情報員として米国民政府に雇用されていたアメリカ系中国人の組織する「中国人倶楽部」（5～600人）や戦後沖縄に移住した華僑（約200人）の動向、アメリカの諜報機関活動、中共スパイの動向、沖縄の政党活動、米軍の動向、米国民政府の政府機構や主管内容、日本政府や沖縄連絡事務所の動向、中国への復帰運動の動向、貿易状況等、実に多岐にわたる琉球における工作活動報告を行っている²³。蔡璋には、54年以降は中

²¹ 同上

²² 前掲「籲請收回琉球」019.12-0018

²³ 「琉球特殊情報及一般性情報」019.11-0004（中央研究院近代史研究所檔案館蔵『外

央工作会議より毎月5千円の工作補助金が支出され、その後も蔡璋は、継続して「在琉工作報告」を国民党中央委員会第六組に提出している。蔡璋の工作活動は国民党中央委員会第六組の管轄下で展開されていた。

1954年6月に「反共政策」を国是とする中華民国が主導するかたちで「亞洲人民反共聯盟（アジア人民反共連盟、会員は国と地域の代表）」が設立されると、蔡璋は台湾での第1回亞洲人民反共聯盟大会に琉球総会代表（地域代表）として出席し、その後の各国で開催された大会にも継続して琉球総会代表として参加している²⁴。1958年11月20日に、沖縄で反共・独立を旗印に琉球国民党（総裁大宜見朝徳）が結成されると、蔡璋は台湾に支部を設置し、同党の副総裁兼渉外部長を務め、親米・反共・反日の思想をもつ大宜見朝徳を積極的に支援している²⁵。現地琉球側の情報収集を得る意味でも沖縄興信所を運営する大宜見朝徳の存在は重要であった。58年以降、蔡璋への工作補助金は5千元加算され合計毎月1万円に増加されている²⁶。

5、琉球の政治的位置と台湾省琉球人民協會

終戦直後、台湾には戦時中の疎開も含め、約3万人の沖縄県出身者がいたと推測されている。戦後台湾から日本人の引揚げは、台湾省行政長官公署内に設置された日僑管理委員会によって1945年12月から開始されていたが、日本人

交部档案』)

²⁴ 東京で開催された第8回亞洲人民反共聯盟大会では、琉球に対して剰余主権を主張する日本側によって蔡璋（亞洲人民反共聯盟琉球総会代表）は出席を拒否されている。

²⁵ 大宜見朝徳は『琉球国民党の主張』の中で「米国の統治下に早く琉球の内政の独立を期すと云うことである。琉球は米国の援助に依り既に琉球は自主独立の体制に置かれ又政治も経済も其方向に推進されている。この体制をより強化して名実共に内政の独立を期して行きたい。之にはより一層米琉一体の政治の強化を期すべきであるというのが我党の主張である」と記している（大宜見朝徳『琉球国民党の主張』琉球国民党発行、1961年11月、7頁）。

²⁶ 「琉球密巻」419-0006（中央研究院近代史研究所档案館蔵『外交部档案』）

(日僑)とは区別され「琉僑」と称されていた沖縄県出身者の引揚げは、戦後荒廃した沖縄への受け入れが整わなかったことから軍政府によって許可されず、正式に引揚げが始まったのは翌年10月からで同年12月に終了している²⁷。しかし、県出身者の中には「琉球漁民団」を組織して漁業生産合作社に雇用され留台する者²⁸や、引揚げを望まず在留を希望する者、さらに一旦引揚げた者の中にも職を求めて密航して台湾に再入国する者が跡を絶たなかった。そうした中で、1948年2月に行政院は「台湾省雇用琉籍技術人員登記規則」を公布した。しかし、無条件で琉球人の台湾居住を許可したわけではなく「中華民國境内琉球人民出入境及居留規則」の第10条第1項第3款では「琉民で正当な職業に就かず、或いは窮乏して生活の糧のない者は中華民國に居留することを許可しない」と規定されている²⁹。そうした居留を許可しない琉球居民に対する問い合わせが台湾省琉球人民協会になされ、外交部から米国大使館に対して強制送還の手配に関する通知が実際になされている。また上述した多くの漁撈技術員は雇用ビザによる居留が許されていたが、雇用の切れた技術員にも上記の中華民國境内琉球人民出入境及居留規則第10条第1項第3款は適用された。そうした中で、蔡璋は1948年7月8日に基隆市中正区區公所で成立大会を行い、「台湾省琉球人民協会」を正式に設置し、「琉球革命同志会」と共にその代表を兼ね、国民政府主席蒋介石に「台湾省琉球人民協会」成立を電文している³⁰。当時残留した琉球人の雇用条件については「台湾省雇用日籍技術人員登記規則」に準じて上述した「台湾省雇用琉籍技術人員登記規則」が作成され規定されていた。蔡璋は「琉球革命同志会会長・琉球人民協合理事長」の名義で要請文を作成し、「台湾省雇用琉籍技術人員登記規則」第5条を「船隻雇用琉籍技術人員

²⁷ 旧日本軍の沖縄出身兵は台北に集められ、台湾省警備総司令部の管轄下で「琉球籍官兵集訓大隊」として編成され「日僑」「琉僑」の引揚げ業務を担っていた(『琉球官兵顛末記』、台湾引揚記刊行期成会、1986年、15頁)。

²⁸ 『政府接收台湾史料彙編』<下>(国史館印行、1990年)、890頁

²⁹ 「遣送琉人民回籍」019.16-0007(中央研究院近代史研究所档案館蔵『外交部档案』)

³⁰ 前掲「籲請收回琉球」019.12-0018

は多くとも該船船員の3分2を超えないものとする」といった内容に変更することや、雇用琉籍技術人員やその家族の雇用市鎮轄区内での居住許可、雇用琉籍技術人員による在琉の家族への日用品の郵送許可等を中央政府機関に働きかけ³¹、併せて「在台の琉球人民はその行動、居住、工作機会などで厳格な官制下に置かれ、生活上、精神上の苦痛を味わっており、そうしたことが留用琉球籍技術人員の逃亡や琉球人民の密貿易を引き起こしている」と述べ、規制項目の削除を願い出ている。さらに同要請文の中で蔡璋は「早急に琉球を収回して琉球人民も内地（中国<筆者注>）人民と同等な地位が得られるよう」訴えている³²。1948年8月9日付けで中国国民党中央執行委員会は外交部長王世杰宛送った公文の中で「在台琉球人」の待遇について、以下の件を建議している。

- (一)、台湾省党部は秘密裏に琉球の中国への帰趨意識のある団体と連絡をとり、並びに台湾省政府及び警備司令部と協議し、各該団体或いは個人を協助し祖国（中国<筆者注>）復帰の運動に従事させる
- (二)、各地方政府は当地に居留する琉球同胞の管理を特に緩和し、彼らの中国への帰属意識を高める
- (三)、台湾省政府に琉籍技術人員登記規則第5条を修正し船隻雇用の琉籍技術人員はこの制限を設けず、並びに該項の雇用人員及び家族が雇用鎮轄区内に居住できるようにする
- (四)、台湾省政府及び台湾警備司令部に対して雇用琉籍技術人員の家族の琉球にあるものは、生活必需品を家族におくすることを許可し、その家族への便宜をはかれるよう措置をとる³³

琉球人民協会は琉球居留民に対して「琉球人民証明書」を発給していた。

³¹ 同上

³² 「喜友名嗣正上中央党部総統府等呈」18-1.2-48（中国国民党党史館蔵『琉球特档』）

³³ 前掲「琉球問題」419-0005

中華民国政府もまた、琉球居留民に対しては、完全に「日本籍民」とは法律的に区別し、「琉球籍民」としてその特殊性を認め、琉球籍民は日本国民ではないとする明確な外交政策や、それに応ずる法律措置をとっていた。沖縄から台湾に渡航する際には米国民政府から渡航証明書（旅券）が発給されていたので、国籍上の問題は起こらなかったが、日本本土から外務省が発給した旅券を携行する琉球人が台湾に渡航した場合は、居留手続上の問題が発生していた。信託統治下の琉球住民は、沖縄に住む限り日本国民としての権利は否定されていたが、日本に渡航すれば、日本国民としてのすべての権利が回復し選挙権も与えられていた。1959年2月に琉球人民協会は基隆在住の宮古平良市出身の奥平寛栄が日本の旅券を携帯して来台し、日籍居留証が発給されていたことを問題にしている。蔡璋は奥平が琉球人民居留規則に違反しており、琉球人民に日僑居留証を発給するという事は、中国が日本の琉球に対する剰余主権を認める事に他ならず、こうした不合理なことは受け入れられないとする文書を内政部に送っている。内政部は外交部に即刻、該案件の照会を行っている。外交部は1959年12月28日に琉球人民協会に対して「日僑居留証を発給したのは<外僑居留証填発規則第2条第1款>規定に準じ、旅券により<填発>するといったことを根拠にしている。奥平の出生は琉球であるが、日本女性と結婚し先に日本国籍を取得し家族は日本に居住している。奥平は米国民政府から旅券を発給されて来台した他の琉球籍民とは異なり、奥平の日本国籍取得は本人の意思であり、それを否定するわけにはいかない。奥平に対する日僑居留書の発給は問題ない」とする判断を示している³⁴。蔡璋は『琉球問題解決点の再吟味』の中で、「この種の事例は過去にしばしば惹起された」と述べ、それを記録した「台湾琉球協会処理記録」の存在を示しており、琉球人の国籍の問題に関して度々そうした告発が行われていたようである³⁵。1955年9月19日の「中央日

³⁴ 「中琉文経協会」019.15-0001（中央研究院近代史研究所档案館蔵『外交部档案』）

³⁵ 蔡璋『琉球問題解決点の再吟味』（新琉球問題叢書第一巻、琉球独立協会、1957）、20頁

報」、「新生報」各報に日本駐華大使館が国勢調査として行った二重国籍者を含む日本人の登記に関する広告を掲載すると、琉球人民協会は日本駐華大使館の国勢調査登記は「日本の所謂<復帰運動>とか<残留主権>の不法性を中外に暴露したもの」として登録拒否運動を起こし、日本政府の外交保護権を拒否している³⁶。中華民国政府もそうした琉球人民協会のとった態度を支持し、日本政府の在台琉球居民の外交保護権を承服しないといった立場を固持している³⁷。

台湾省琉球人民協会が1959年に作成した「台湾全省琉球居留民分布等統計表」には男性197名、女性79名の計276名の琉球居留民名と居住地（台北14，陽明山1，基隆134，宜蘭20，台東11，高雄96）が記録されているが、居留民の大部分が漁業関係の琉籍技術人員とその家族であった³⁸。蔡璋は琉球人民協会の理事長として、そうした琉籍技術人員の雇用期間満了後の再雇用の斡旋やその家族の送金申請等の事務手続きを行っている³⁹。また帰化申請手続きや子弟の公立学校への入学申請手続きの多くが琉球人民協会を介して処理されており、蔡璋は琉球居留民と官庁とのパイプ役を担っていた。

6、中琉文化経済協会の設置

1950年12月16日に琉台双方の代表が通商協定に仮調印し、翌51年3月から正規の貿易が開始された。定期便の開設もあり取引は台湾からの輸入超過で経緯したが、戦後復興期の沖縄にとっては日常生活の必需品等の取引も多く、中華民国は重要な貿易相手国であった。1957年11月9日に沖縄で「中琉文化経済協会」が設置され、その設立趣意書に「中華民国と琉球とは琉球経済人の親善訪

³⁶ 同上

³⁷ 「關於琉球地位問題」019.1-0019（中央研究院近代史研究所檔案館藏『外交部檔案』）

³⁸ 「台湾全省琉球居留民分布統計表」（台湾省琉球人民協会、1959）、浦添市立図書館蔵

³⁹ 「琉胞匯寄款琉球贍家匯款案」（台湾省琉球人民協会、1954）、浦添市立図書館蔵

問、台湾経済考察団の来島、定期航路の開設、琉大学生の留学等により愈よ本格的な文化経済の交流が実施され、今後両国の融和提携は一層加速度に進展するものと思われる<中略>茲に両国間の融和と親善を計り中琉貿易の促進、文化経済の交流をより組織的に合理的に運行するために中琉文化経済協会を結成し、如上の目的の達成を図らんとするものである」とする主旨が示されている⁴⁰。「会則」第4条では事業項目として①中琉の諸問題の解決に就き中琉政府への陳情具申、②中琉貿易の促進、③中琉相互の文化経済の交流、④視察旅行及び取引の斡旋、⑤相互の学術文化の研究・出版・宣伝、及び学徒の交流、⑥各種展示会及び懇親会の開催、⑦その他本協会に於いて必要と認むる事項等を挙げている。顧問には琉球政府副主席の神村孝太郎・琉球政府経済局長の瀬長浩、国場組社長の国場幸太郎、会長に琉球銀行総裁の富原守保といった沖縄の政財界の重鎮が役員に名を連ね、会員にも著名な財界人が名を連ねる中で、副会長に琉球国民党総裁の大宜見朝徳、駐台北連絡所長に琉球革命同志会会長・琉球人民協会理事の蔡璋を選出している。この人事は政治的思想的なものではなく、当時、台湾との貿易関連に関わる案件の多くが、実はこの2人の斡旋で展開されており、特に中華民国政府の信望の厚い蔡璋の協力は絶対必要だという理解がそこには示されていた。

沖縄側での中琉文化経済協会の設置を受けて、同年12月28日に中国国民党中央委員会第6組の主催で「婦女之家」（台北市青島東路）で沖縄側と同名の「中琉文化経済協会」の設置会議が開催されている⁴¹。発起人に谷正綱、方治、梁嘉彬、兪国華等とともに蔡璋が名を連ねている（発起人代表者は谷正綱、呉俊升、何墨林、彭徳、丘念台、王撫洲、陳建中、徐晴嵐）。設置理由として「1957年11月9日に沖縄で「中琉文化経済協会」が設置され、伝統的なく友誼>に基づき中琉の文化経済交流を促進する」ことを挙げている。中琉文化経済

⁴⁰ 「琉球雑巻」019.19-0002（中央研究院近代史研究所档案館蔵『外交部档案』）

⁴¹ 前掲「中琉文経協会」019.15-0001

協会章程には「会員2人以上の紹介により理事会で承認された者が会員とならう」（第5条）、「会員大会で31人の理事と11人の監事を選出し任期は2年、選挙による連任を認める」（第10条）、「常務理事を11人の理事の互選で選出し、常務理事の互選で理事長を選出する」（第13条）、「監事の互選で3人の常務理事を選出する」（第14条）、「会員大会は毎年1回挙行し、必要に応じて理事会決議で臨時会員大会を開催する」（21条）、「理事会は半年に1回挙行し常務理事会を毎月挙行する。必要に応じて理事長が召集して臨時会議を開催する」（第22条）といった規定が定められている。1958年3月10日に「婦女之家」で300余人の会員が出席して中琉文化協会成立大会が開催（籌備委員会召集人は陳建中、丘念台、徐晴嵐）され、理事長に方治が選出された⁴²。理事には谷正綱、呉俊升、何墨林、彭德、丘念台、王撫洲、陳建中、徐晴嵐等の発起人が名を連ね、蔡璋も理事に選出されている。監事には王撫洲、張希哲、許紹昌以外に琉球国民党総裁の大宜見朝徳が選出されている⁴³。ここで注目されるのは琉台双方の中琉文化経済協会の設立当初に、重要な役職に琉球革命同志会会長・琉球人民協会理事の蔡璋と琉球国民党総裁の大宜見朝徳の2人が就いていることである。1966年2月23日に経済部・外貿易・中信局・垂盟・外交部・中央委員会第六組・三組の関係者を召集し、琉球革命同志会への支援に関する会議が開催され、蔡璋の工作補助金1万円の継続支出が決定されているが⁴⁴、召集者の顔ぶれからも知れるように、蔡璋の琉球における工作は単に政治的なもの限られていたわけではなく、情報収集以外に工作は貿易関係者や経済界人士との接触等多岐に及んでおり、沖縄側の中琉文化経済協会駐台北連絡所

⁴² 方治は安徽省桐城県出身。福建省党部委員兼宣伝部長、国民党中央委員会執行委員、重慶市党部主任委員、上海市党部主任委員、福建省政府代理主席、国民党中央評議委員、中国大陸災胞救済総会副理事長、総統府国策顧問の要職を歴任している。著書『我生之旅』（東大図書、1986年、136頁）では、常務理事による互選ではなく党総裁蒋介石の任命であったことが記されている

⁴³ 「中央日報」1958年3月11日

⁴⁴ 「琉球秘巻」019.12-0004（中央研究院近代史研究所档案館蔵『外交部档案』）

長としての蔡璋の存在は、中華民国における中琉文化経済協会設置当初、かなり重視されていたことがわかる。台湾側の中琉文化経済協会会則は年会費の規定があったが、実際は会費の徴収は行われておらず、行政院から年間2万円の補助金が支出されており、その他必要な協会運営経費は交流の展開に応じて各関連政府機関からの臨時支出等で賄われていた。

琉球側の中琉文化経済協会は駐台北連絡所を設置していたが、台湾側の中琉文化経済協会は沖縄に正式な連絡事務所を置かず、中央信託局駐琉球代表、台湾省商聯会駐琉球代表、中華民国対外貿易発展協会の遠東貿易駐琉球代表がその職務を兼務していた。こうして琉台双方に中琉文化経済協会が設置されたことにより、以後相互の交流が積極的に展開されていった。交流は経済産業視察団の相互派遣や青年会議所の研修受け入れ、物産展や座談会の開催、農業視察団や季節労働者の派遣、留学生の受入れや芸能公演など、沖縄の対外交流では他に類をみることがないほど、実に多岐にわたる文化経済交流を展開している。交流の詳細については『中国と琉球』（中琉文化経済協会編印、1989年）、『中琉文化経済協会概況』（中琉文化経済協会編印、1993年）に詳しい。沖縄側の中琉文化経済協会は、対外的に組織の区別を明確にするため、1965年2月9日に「中琉協会」と組織名を改めている。

7、沖縄返還と中華民国政府の抗議

対日講和条約締結を目前にひかえた1951年、沖縄や奄美では日本復帰を求める運動が展開されるようになる。3月に社会大衆党と人民党を中心に「日本復帰促進期成会」が結成され、期成会は20歳以上の男女に日本復帰を要求する署名を求めた。沖縄群島における署名運動は5月から始まり、3カ月で有権者の

⁴⁵ 『沖縄県祖国復帰闘争史』（沖縄県祖国復帰闘争史編纂委員会、1982）、47頁

⁴⁶ 高安重正『沖縄奄美返還運動史』〈上〉（沖縄奄美史調査会、1975）、277頁

72.1%にあたる19万9千人余の署名を集め、その署名簿がダレス米特使・吉田全権あてに送られた⁴⁵。奄美でも51年2月に「奄美大島日本復帰協議会」が結成され、満14才以上の者を対象に復帰署名運動を展開し、13万9348（99.8%）の住民の署名を集めた⁴⁶。しかし結局、こうした住民運動は実らず、対日講和条約第3条によって琉球列島は米軍政下に置かれることになる。1953年（昭和28）8月8日に、ダレス（John Foster Dulles）米国务長官が米韓条約仮調印の帰途東京を訪れた際に、軍事基地として重要性の低い奄美大島に関して日本政府との必要な調整が行われ次第、日本政府に返還すると述べたことから、台湾では1953年11月24日に立法委員李文斎等34人が立法院12会期12次会で外交部に米国に反対するよう申し入れる臨時動議を行い、該案は11月27日の立法院13次会で通過している。12月22日に行政院は立法院に臨時動議の処理状況について回答しているが、その中で11月24日に外交部が備忘録を駐華米国大使館に送ったことを述べ、中華民国政府の立場を以下のように表明している。

中国政府は1951年9月8日に開催されたサンフランシスコ講和会議の対日講和条約締結国ではないが、該条約第3条については原則的に同意する。しかし該条約には、米国が該3条の明文規定により行政・立法・司法上の権利を有する以外に、将来の琉球群島の処置については何ら規定されていない。よって中国政府は米国によるサンフランシスコ条約が日本の琉球における主権を剥奪するものではないといった解釈には同意するわけにはいかない。この種の解釈は日本がこれらの島嶼の返還を迫る根拠になりかねない。これは1945年7月26日のポツダム宣言の声明文の精神にも悖り、サンフランシスコ平和条約の主旨にも反する。1372年から1879年の5百余年の間、中国は琉球群島に対して宗主権を有し、この宗属関係は日

⁴⁷ 「立法院公報」、第12会期第8期（1954年1月15日）、88～89頁。前掲『琉球問題研究』26頁参照。

本の併合によって中断させられた。中国政府は琉球群島に対していかなる領土的要求はせず、また再び宗主権を確立するといった如何なる意図も持たない。ただ琉球居民の願望が完全に尊重され、彼らの前途を選択する機会（自決・独立<筆者注>）を得ることを願っている⁴⁷。

また、池田・ケネディ会談（共同声明61年6月22日）で、米国が日本の琉球における「剰余主権」保有を認める発言をすると、外交部はサンフランシスコ条約及び剰余主権に対して以下の見解を示し抗議している。

- (一)、サンフランシスコ対日講和条約の主要条款はカイロ宣言やポツダム宣言を基礎にしている。よって琉球群島及び日本本土4島以外のその他の島嶼については、第二次大戦における同盟国が共同で別に定めるべきで、日本の主権の範囲外におくべきである
- (二)、サンフランシスコ平和条約第三条においては、琉球が国連の信託統治下に置かれる前、米国が唯一の管理当局である権利が認められているが、琉球は国連の信託統治を経て最終的に自治と独立を獲得するべきで、該条項は、日本の潜在的な領有主権を暗示するものでもない
- (三)、いわゆる剰余主権については、この名詞そのものがサンフランシスコ平和条約の条項に見当たらない。また国際法の確立の原則にもそぐわない。前国務大臣ダレスが引用したこの名称については、当時の状況から想定しうる解釈は、該島が国連の信託統治に置かれた際に、国連憲章により、敵国（日本）から割離した領土となり、如何なる該島を日本に返還すべきだとする主張も、サンフランシスコ平和条約3条の条約の文言の精神に悖ることになる
- (四)、日本が琉球を侵占する以前、中国は琉球に対して5百余年に亘り宗主権を行使していた。だが中国は該島嶼に対して如何なる領土要求をす

る意図をもたない。ただ中国は凡そ該島に対する措置について、日本の植民地主義の再来を引き起こしたり、あるいはそう解釈できる如何なる行為も、自由国家特に東アジアにおける自由国家が望んだり容認しうるものではないと確信している

(五)、中国政府は琉球群島のサンフランシスコ平和条約3条の規定方式により国連の信託統治下に置かれる以前の法理上の論点においては、該島が西太平洋上の共産侵略に対抗する安全体制における重要な地位を占めることを考慮すると、該島の現状は保持すべきである⁴⁸

さらに1962年3月19日、ケネディ大統領が琉球政府の自治権の拡大や琉球人民の福祉を促進する「新政策」を発表し、その中で、安全の利益が望める時期にこれらの島嶼の全ての主権を日本に返還すると明言すると、外交部は対米外交を展開する米国駐華大使に対して中華民国の琉球帰属問題に対する立場を改めて説明し、並びに中国と琉球群島の歴史的関係及び地理上の近接に鑑み、中国政府は該島嶼の最終決定に関して意見を発表する権利と責任を有していることを伝えている⁴⁹。こうした問題は、1962年3月24日の衆議院外務委員会でも取り上げられ、社会党の木原津与志の「日本の沖縄に対する潜在主権を認めているのは米国だけか、それともサンフランシスコ平和条約署名国全部か」との質問に、小坂外相は「署名国全員の意見だ。国府は署名国ではないので、講和会議の事情を知らないのだ」と答えている。さらに「沖縄の施政権の返還は米国の意思だけでできるのか。それともサンフランシスコ平和条約署名国全部の意思が必要なのか」との質問には、「奄美大島が返還されたときも米国の意思だけで足りたので、沖縄もそうだと思う」と答え、井口貞夫駐華大使を通じて中華民国外交部に対して抗議するよう命じている⁵⁰。指示通りに井口駐華大使

⁴⁸「琉球地位問題概述」419-0003（中央研究院近代史研究所档案館蔵『外交部档案』）

⁴⁹同上

⁵⁰「読売新聞」1962年3月24日

は3月27日に外交部を訪れ朱撫松次長に面会し抗議しているが、朱次長は歴年の琉球帰属問題の一貫した政府見解を主張し、日本の剰余主権を否定している。井口駐華大使は、翌月2日に改めて外交部に覚書を送り抗議しているが、これに対して外交部も覚書をもって日本大使館に日本の剰余主権を認めないとする意思を改めて示している。

1969年11月19日、20日、21日の3回にわたってホワイトハウスで佐藤栄作総理とリチャード・ニクソン米国大統領（Richard M. Nixon）による日米首脳会談行われ、21日の会談終了直後に、72年中に沖縄を返還するといった共同声明が発表されると、地元沖縄側における復帰に対する期待がつのり、復帰運動は一気に高まりをみせた。米国の沖縄統治の理由は、もっぱら沖縄のもつ軍事的・戦略的価値の保持にあった。したがって、その施策は基地優先となり、必然的に基地の強制収容をはじめ、政治弾圧、軍事優先による人権侵害問題等が続発した。そのため、復帰運動は反戦平和、基本的人権の保障、自治権の確立を求める住民運動と結節し展開されていった。佐藤・ニクソン会談以降、沖縄にある米軍事施設が極東における自由主義諸国の安全保障に重要な役割を果たしていることを相互に認め、沖縄基地の軍事的価値を損なわないことが復帰の条件とされる中で、日米両政府によって1971年6月17日の沖縄返還協定調印の日程等を含む具体的な復帰協議が進められていった。そうした中、外交部は1971年6月11日に以下の抗議声明を出している。

中華民国政府は近年来、琉球群島の地位問題に関して深い関心を持ち何度もこの問題に対しての意見を公表し、アジア太平洋地域の安全問題を顧慮して、関係国家政府に注意を促してきた。ここに米国政府と日本政府が琉球群島移管の正式文書に調印するという消息に接して、またその中に中華民国が領有主権を有する尖閣列島が含まれているということに対して、中華民国政府は再び全世界に我が国の立場を昭告せざるをえな

い。琉球群島の問題に関しては、中国、米国、英国の主要同盟国が1943年に合同発表したカイロ宣言、そして1945年に発表したポツダム宣言の規定で処理されなければならない。日本の主権は本州、北海道、九州、四国及び主要国が決定する所の小島に限られている。故に琉球の未来の地位は、明らかに主要国によって規定されなければならない。1951年9月8日に調印されたサンフランシスコ講和条約では、以上の両宣言に依拠して、琉球の法的地位及びその将来の処置については、すでに明確に規定されている。中華民国は琉球問題の最終措置については、カイロ宣言、ポツダム宣言に基づき協議決定すべきだという一貫した立場を貫いている。そのことについては米国も承知しており、中華民国は対日戦争の主要同盟国の一つであり、この協議に参加しなければならない。しかし米国は一度もそうした協議をおこなったことがなく、琉球を一方的に日本に返還することについては不満である⁵¹。

こうした中華民国政府の抗議がなされる中、その6日後の6月17日に沖縄返還協定は調印され、72年5月15日、沖縄の施政権は日本に返還されている。

8、むすびにかえて

1967年に発生した思わぬ事件で、琉球革命同志会会長・琉球人民協合理事長の蔡璋は離台を余儀なくされる。1967年2月13日に台湾からのバナナ輸入の利権問題で中琉文化経済協会駐琉球弁事処を兼ねていた台湾省商会連合会事務所が琉球大学中国語倶楽部の学生らによって襲撃された。学生らは「台湾搾取階級の出先機関粉碎」と書いた垂れ幕をかけ逃走したが、その後関係者9人の学生が逮捕され、首謀者が台湾での語学研修中、中琉文化経済協会の世話を受

⁵¹「聯合報」1971年6月18日

けていたことから、中琉文化経済協会にその衝撃が走った。裁判の結果、利権問題は台湾省商会連合会事務所代表の徐経満個人に対する中傷のデマだと判明し、事件は一件落ち着いた⁵²。しかしその後の警備総司令部の調査で、学生らと接触を持った人物の一人に中琉文化経済協会理事の蔡璋がいたことが判明し、蔡璋と徐経満との確執が問題にされた。蔡璋はその責任を負わされる形で離台を決意し、この蔡璋の離台で琉球革命同志会・琉球人民協会は瓦解した。

一方、中華民国政府は、沖縄の施政権返還後も日本政府の領有主権を容認しない外交姿勢を崩さず、中琉文化経済協会駐琉球弁事処をそのまま存続させた。1972年9月、日本国政府と中華人民共和国政府が共同声明に調印し国交を結ぶと、中華民国政府は日本と国交を断絶し、以後日台双方に亜東関係協会と財団法人交流協会の在外事務所が設置された。この日華国交断絶により「亜東関係協会」が設置された後も、横浜、大阪、福岡の弁事処・分処が亜東関係協会の出先機関であったのとは異なり、中琉文化経済協会駐琉球弁事処は亜東関係協会から独立した外交部直轄の組織として位置付けられていた。そして1987年8月には張文仁が初代中琉文化経済協会駐琉球弁事処の専任代表として赴任している。亜東関係協会東京事務所は1992年に「台北駐日経済文化代表処」に組織名を改めたが、中琉文化経済協会駐琉球弁事処は、依然日本国内において独立した外郭団体として維持されていた。

ところが、民進党の陳水扁政権下で、中華民国政府はこれまでの国民党が推進していた対琉球政策を一変させ、2007年2月、中琉文化経済協会駐琉球弁事処を廃して「台北駐日経済文化代表処駐那覇分処」を設置している。これは単に組織名が変わったのではなく、那覇分処が独立的組織から東京の台北駐日経済文化代表処の統括下に組み込まれていたことから、こうした措置は中華民国政府が日本の琉球に対する領有主権を認めたものとして一般的には理解されている。民進党政権下で、なぜこうした対琉球政策の大転換がなされたのかについて

⁵²「沖繩タイムス」1970年10月25日

ては定かではない。中琉文化経済協会駐琉球弁事処の日本の領有主権を否定する政策的な組織としての機能は停止されたが、台北の中琉文化経済協会は民間組織的な活動が多くなったものの、本部としての機能は依然として存続している。沖縄の領有主権問題をめぐる日本政府との、これまでの政治的・外交的な対峙は果たして解消されたのだろうか。沖縄問題は、尖閣列島の領有主権問題とも複雑に絡んでいることもあってか、中華民国外交部はいまだ正式に沖縄の日本領有主権を認める声明を発表していない。

（本稿は2010年10月に台湾大学で開催された「慶祝曹永和院士九十寿誕国際学術研討会」での口頭発表論考に加筆及び修正を加えたものである）